

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【64】

2. 日時：令和4年1月21日 16時00分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理補佐、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他10名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ スタッフ副長※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の吉崎です。それでは島根の設工認のヒアリング、計測装置の校正に関するヒアリングを開始したいと思います。
0:00:13	中国電力から説明をお願いします。
0:00:20	はい。中国電力の木本です。それでは本日のまず資料確認とあと進め方についてのご相談をさせていただきたいと思います。
0:00:30	まず資料確認ですけれども、前回の12月23日と同じ資料で提出日は12月17日のものにすべてなりますけれども4件。
0:00:40	ありまして、NS2他023。
0:00:44	NS2.1051、
0:00:47	また同じくNS2.105 次の括弧費、NS2法009回、03の4件となっております。
0:00:56	また本日の進め方ですけれども、12月23日の最後の方で
0:01:04	等を受けできなかった質疑応答先にやってというお話をさせていただいたんですけれども、本日説明する残りの分が大体説明時間15分から長くても20分かからないだろうと。
0:01:15	いうところを予定しておりますので、まず残りの部分の説明をさせていただき、
0:01:20	行った後に、全体的な質疑を受けたいというふうに考えておりますけれども、資料の方の準備等進め方について、いかがでしょうか。
0:01:32	規制庁の吉崎です。資料はすべてあります。進め方についてもそうですね。今日は少し量が少ないので、それを説明していただいた後に、そこと、
0:01:44	全体を通したコメントのほう確認したいと思います。
0:01:48	お願いします。
0:01:52	はい中国電力の木本です。ありがとうございます。では早速説明の方に移らせていただきたいと思います。本日の年数2.1051括弧品の比較表を用いまして説明の方を進めていきたいと思います。
0:02:06	それでは、
0:02:08	資料の117ページのところからが続きになります。3ポツ2の計測装置の計測結果の表示記録及び保存となります。
0:02:19	備考欄に記載しております、相違点ですけれども、まず一つ目。
0:02:24	柏崎7号機との相違としてセンコーさんの3ポツ2ポツ2の3行目のところの実線の部分になりますが、島根2号機としましては設計基準対象設備の記録は、すべて記録し、
0:02:39	行いますので相違が生じているものです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	その下、二つ目の東海第 2 柏崎 7 との相違ですけれども、こちらにつきましては、プロセス計算機から記録を帳票として出力して保存する対象というものがプラントごとに異なりますので、
0:02:58	生じている相違というところになります。
0:03:02	その下、設備の相違というところで東海第 2 さんとの相違がありますけれども、島根 2 号機としましては、SPDS、
0:03:12	の方に重大事故対処設備の記録はすべて行いますので当該の記載をしていないという層になります。
0:03:18	備考欄で括弧書きで正しい、ただし、可搬型継続で継続する場合を除くと書いておりますけれども、可搬型継続で記録するバーイの記録の方法につきましては、
0:03:32	前回ご説明しました 107 ページに記載している可搬型計測器の部分と、
0:03:39	あと後ろの方の 120 ページ。
0:03:42	のところの、注記の(2)のところに記載をしております。
0:03:50	118 ページの方に移りますけれども、表 3-2 の方では、設計基準対象施設の技術課技術基準 34 条の記録及び、
0:04:01	保存の機能を有する者は、中央制御室重大事故等対処設備の技術基準 73 条の記録機能を有する者は、SPDSの方を記録場所として記載をしております。
0:04:17	先ほど申し上げましたけれども、118、120 ページですね 120 ページの方の注記 1 に、を振っておりますが、こちらの方には、主たる表示及び記録以外の設備と、
0:04:30	いうところでフィルタベント中における中央制御室退避室における監視等可搬型計測器で、継続する際の記録というものを注記で示しているものになります。
0:04:42	続きまして 119 ページ、120 ページについては、申請対象設備の相違と、
0:04:50	いうところで生じている層位となります。120 ページの夏目藤階段いととの相違ということところについては先ほどの注記のご説明になります。
0:05:02	続きまして 121 ページ、表 3-3 になりますけれども、こちらは設計基準対象施設の技術基準 34 条の保存に係るもののうち、
0:05:13	継続性の系統施設について、本票に示しております。
0:05:19	その他に、放射線管理設備であるとか使用済み燃料貯蔵槽の関係の計装というものの記録については、それぞれの説明書の方に記載をしておりますので本票の中には記載はしていません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:32	記録対象についてセンコーさんとの実質的な相違というものは無いというところになっております。
0:05:39	では続きまして、ちょっとページを飛ばしまして計測装置関係で 128 ページの方を、
0:05:48	ご覧ください。128 ページ 4 ポツの計測装置の計測範囲及び警報動作範囲になります。
0:05:56	こちらについては 128 ページ、129 ページの方に、共通的な考えを示しておりますが先行他社との相違は基本的にございません。
0:06:08	また 130 ページ以降、
0:06:11	この表の 4-1 に、個別の計測範囲の考え方。
0:06:15	及びそのあとの表 4-2 の方で可搬型継続で計測可能な計測範囲というものを一覧表で示しておりますけれども、設置許可申請時に、補足説明資料でご説明してる内容から、
0:06:28	一部、文章の文言の修正等を行っておりますが、内容自体には、変更はありませんので説明のほうは割愛をさせていただきたいと。
0:06:38	いうふうに考えております。
0:06:40	なお 133 ページの方。
0:06:44	2、
0:06:45	黄色のマーキングをしておりますけれども、
0:06:50	第 1 回補正時点では、格納容器の酸素濃度水素濃度の計測範囲と、
0:06:56	いうところの変更を反映しておりませんでしたのでそちらの方の修正を行っております。
0:07:03	また、それぞれの格納容器酸素濃度水素濃度という後に、B系という、SAに限定したような記載を申請時にはしておりましたけれども、計測範囲の変更につきましてはA系も含めて行う。
0:07:16	ますので、そちらのB系という記載を削除して格納容器酸素濃度水素濃度と。
0:07:22	いう記載に修正したものとなっております。
0:07:28	ここで継続装置関係の補説の方に、せ、比較表の方は、
0:07:35	の説明は以上となりまして補説の方に移りますけれども、本日の方計測装置関係の残りは 8 ポツ。
0:07:43	の、67 ページですね。
0:07:46	の主要パラメーターの代替パラメータによる推定の誤差の影響についてというところになりますけれども。
0:07:54	こちらにつきましては設置許可申請時の技術的能力の 1.15 と同じ内容となっておりますので割愛をさせていただきたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:04	なおですね最後の方表 8-1。
0:08:08	表 8-1 じゃないですね表。
0:08:12	8-2 ですね、今日は木野に 90 ページの方になりますけれどもこちらの方に、格納容器水素濃度B系。
0:08:22	と記載して、あと、91 ページの方に格納容器酸素濃度B系の方を記載しておりますけれどもこちらの方の計測範囲と誤差については今回の、
0:08:32	計測範囲の変更を反映しておりますが設置許可から、その前以外について変更はございません。
0:08:41	計測装置関係の説明については以上となりましてここで説明者を交代したいと思います。
0:08:51	中国電力の河島です。
0:08:54	それでは、引き続き、
0:08:55	安全保護装置に関わる内容について、ご説明させていただきます。
0:09:01	流れといたしましてはまず比較表で先行プラントとの、
0:09:05	そういった説明をさせていただいた後に、補足説明資料の方を説明しようと思います。
0:09:11	それではまず、比較表の 5 ページをご確認願います。
0:09:20	こちら、安全保護措置に関する記載がございまして、
0:09:23	まず一つ目の相違ですが、中段あたり、島根の記載で、2 ポツ 1 ポツ 2 行の第 1 パラグラフ 1 行目から、実線を引いてる箇所になりますが、
0:09:34	こちら、柏崎 7 号との相違が生じてございます。
0:09:39	こちらでは、
0:09:41	すでに基本設計方針、35 条の安全保護装置でも、
0:09:46	ご説明させていただいた内容と同様の整理になるんですが、島根 2 号は、
0:09:51	安全保護装置の回路をデジタルとアナログで構成していることにより、生じている相違でございます。
0:09:59	二つ目の第 2 パラグラフ一行目の実線を引いているそういう箇所についても、同様の理由から生じている相違でございます。
0:10:08	これ以後、
0:10:10	これ以降、同様の理由により、柏崎 7 号との相違が繰り返してきますが、こちらの方の説明については、割愛させていただきますので、ご承知おき願います。
0:10:22	続きましてページ飛びまして、
0:10:25	122 ページを、
0:10:26	ご確認願います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:32	こちらでは、記載を適正化した箇所がございますので、まずそちらの説明をさせていただきます。
0:10:39	島根の記載で、中段頃に黄色着色してる箇所がございますが、
0:10:44	こちら記載が漏れておりましたので、追記してございます。
0:10:49	適正化した箇所については、
0:10:51	適正化した箇所についての説明は以上となります。
0:10:55	引き続きまして、先行プラントとの相違箇所について、説明させていただきます。
0:11:03	一つ目、二つ目の文章中の柏崎 7 号との相違箇所については、先ほどの沿い等を繰り返しとなりますので、
0:11:11	説明は後割愛さ、後、割愛させていただきます。
0:11:17	続きまして、ページ、
0:11:19	下部に示してある、図についてなんですが、
0:11:22	こちら、
0:11:25	東海第 2、柏崎 7 号とのおそれがございます。
0:11:30	柏崎 7 号とは先ほど同様の理由から、正直な相違が生じてございます。
0:11:36	東海第 2 とは、設備の相違があることから、そういう生じてございまして、
0:11:42	具体的には、
0:11:43	志村の場合は、
0:11:45	原子炉保護系の A チャンネル B チャンネルから、それぞれ出ている信号が、
0:11:51	一つの電磁弁に送られていますが、
0:11:53	東海第 2 は、総合なっていないことから生じているそういうございます。
0:12:01	続きまして、123 ページをご確認願います。
0:12:06	一つ目二つ目のそういう箇所は、繰り返しになりますので割愛させていただきます。
0:12:11	三つ目のそういう箇所になりますが、
0:12:14	当該ページの中段、(1)の項目にて、
0:12:18	外部ネットワークと物理的な分離について記載しております。
0:12:23	こちら、仮称的 7 号の第 1 パラグラフと第 2 パラグラフの実践箇所、
0:12:29	相違が生じてございます。
0:12:32	こちらは、島根 2 号の場合は、接続部が盤内にあり、
0:12:37	坂野施錠管理により、ハードウェアを直接接続させないとしているため、生じている相違でございます。
0:12:46	四つ目の柏崎との相違箇所についてですが、こちら繰り返しになるため、説明を割愛させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:54	続きまして、
0:12:55	124 ページをお願いします。
0:13:01	一つ目の層位箇所ですが、(4)の項目にて、柏崎 7 事象伊賀荘司でございます。
0:13:10	こちら、
0:13:11	島根 2 号は、部屋の施錠管理を実施する運用のため、相違が生じてございます。
0:13:18	また、
0:13:19	同じパラグラフの 3 行目から 4 行目にかけて、
0:13:23	東海第 2 と相違が生じてございます。
0:13:26	こちら、
0:13:27	保守ツールの管理方法が異なっておりまして、島根 2 号は、施錠管理された場所に保管し、パスワード管理を行うことから、運用面で相違が生じてございます。
0:13:41	次の括弧 5 の 1 行目の柏崎 7 神戸の創業者ですが、
0:13:47	こちらは先ほどから繰り返しになりますので、説明を割愛、割愛させていただきます。
0:13:53	東海第 2 の記載で、
0:13:54	4 行目から、引いている実線箇所、島根 2 号と相違が生じております。こちら、島根 2 号は、安全保護装置の検証及び妥当性確認において、
0:14:06	次約 4620。
0:14:09	2008 と。
0:14:12	次 104609。
0:14:14	2008 に準じておりまして、
0:14:18	東海第 2 が記載している規格は用いていないことから、
0:14:22	相違が生じてございます。
0:14:26	続きまして 125 ページをお願いします。
0:14:30	こちら、図の内容について、相違が生じてございますが、
0:14:35	プラントにより設備構成が異なることから、
0:14:38	相違が生じてございます。
0:14:42	続きまして 126 ページをお願いします。
0:14:47	次約 4609 で示されている、検証及び妥当性確認の流れを示しておりまして、
0:14:54	こちら柏崎等と、記載表現について、曾我東海林でございますが、
0:14:59	次約 4609 に準ずるという点では、相違はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:04	続きまして 127 ページをお願いします。
0:15:09	こちらでは、各検証項目における、検証内容を、うち示しておりますが、先行電力との相違はございません。
0:15:19	比較表の説明は以上となりまして。
0:15:23	続きまして補足説明資料の、安全保護装置に関する箇所について、
0:15:27	説明させていただきます。
0:15:33	まず、
0:15:34	補足説明資料の構成についてですが、
0:15:37	記載内容は、先ほど説明させていただいた説明書の内容と重複している箇所がございますので、
0:15:44	そちらについては、説明を割愛させていただき、
0:15:48	こちらの資料にしか記載してない内容について説明させていただきます。
0:15:53	また、
0:15:54	先行電力との先行展、先行電力との相違点についてご紹介させていただきますと、
0:16:01	先ほどの説明書の比較表で申し上げたそういう理由である。
0:16:06	島根 2 号の安全保護装置の一部が、
0:16:09	デジタル改良であり、それ以外はアナログ回路で構成されていることによる、
0:16:14	柏エザキ 7 号との相違点や設備や運用によるそういう点と、
0:16:20	プラントこういう部分でそういうありますが、資料構成や、記載してる内容に大きな違いはございません。
0:16:29	それでは、
0:16:30	資料の説明に入ります。
0:16:33	通し番号の 57 ページをお願いします。
0:16:40	こちらのページでは、安全保護装置の不正アクセス防止のための措置について、技術的、技術基準規則第 35 条に基づいている旨、また、
0:16:52	安全保護装置の概要について記載してございます。
0:16:56	次の 58 ページの図は、先ほどの説明書で説明させていただきましたので、
0:17:02	説明は割愛させていただきます。
0:17:06	次の 59 ページをお願いします。
0:17:10	こちらでは、安全保護系の構成概略図として、
0:17:14	アナログデジタル、デジタル部について、検出器や、番頭のお持ちで図示しております。
0:17:23	次の 60 ページ。
0:17:25	に移っていただきまして、こちらでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:28	マスキングしている会社にはなりますが、安全保護系の盤。
0:17:33	保守ツールについて、具体的に示しているものがございます。
0:17:40	次の 61 ページに移りまして、
0:17:43	保守ツールに関する運用。
0:17:47	安全保護装置から外部ネットワークへの信号の流れといったものものについて記載しております。
0:17:54	また、図 7-4 は、先ほどの説明書でも出てきたものになりますので、説明割愛させていただきます。
0:18:04	次の 62 ページに移っていただきまして、こちらでは、
0:18:08	想定脅威に対する対策ということで、工場製作及び出荷時における対策を記載しております。
0:18:17	無断停滞。
0:18:18	耐ノイズサージ対策。
0:18:21	安全保護装置のデジタル部分に関する、説明を記載しております。
0:18:27	次の 63 ページに移りまして、
0:18:30	こちらで、
0:18:31	原子炉保護系の概略図を示しておりまして、こちらの、
0:18:36	赤い四角で囲んだ箇所、こちらがデジタル部を示しておりまして、
0:18:41	この次のページ、64 ページで、
0:18:48	先ほど 63 ページの、赤く赤く四角で囲んだ、信号までの検出器から新保の流れ。
0:18:56	また、各名称の説明について、こちらの方で記載しております。
0:19:03	続きまして 60 ページ、もとに 65 ページ移っていただきまして、
0:19:08	こちらの上まで先ほどの
0:19:12	名称が、
0:19:13	説明しておりまして、
0:19:16	それ以後、ソフトウェアの検証と妥当性の確認範囲ということで、
0:19:21	各検証の内容について記載しております。
0:19:25	こちらに示しております。表の実施内容の項目については、
0:19:29	先ほどの説明書で確認いただいた内容と同様ですが、
0:19:34	基準図書と対象図書を加えて、
0:19:37	検証及び妥当性の概要を示しているものです。
0:19:42	こちらについて説明いたしますと、
0:19:45	検証位置では、
0:19:46	基準となる図書をもとに、対象図書を確認します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:50	その次の検証 2 では、
0:19:52	検証位置で対象となった図書を基準図書として、
0:19:55	対象図書の検証を行うといった流れを、検証まで続けます。
0:20:00	最終的に、インプットした情報と、アウトプットとなる、工場試験要領書を成績書といったものがマッチしているかを確認する流れを示しております。
0:20:13	最後に、66 ページに移っていただきまして、
0:20:16	こちらでは、検証及び妥当性確認の実施方法について記載したものとなっております。
0:20:23	安全保護装置に関する説明は以上となります。
0:20:39	以上でご説明を終わらせていただきます。
0:20:43	失礼しました。
0:20:44	はい。規制庁の吉崎です。説明ありがとうございました。それでは最初に、
0:20:52	今、今日今日の分から始めコメントしますね。
0:20:56	比較表の 5 ページ。
0:21:00	なんですけども、先ほどここでデジタルとアナログで一部デジタルがございませんですけども、
0:21:07	ここ備考にちょっと一部デジタル演算を行う機器があるってのは、
0:21:11	おそらく後ろの方出てくる、何か。
0:21:15	モニターとか出力領域モニターか。
0:21:18	あとは放射線のところのモニターだと思うんですけど、ちょっとそこを、備考のところの一部デジタル。
0:21:25	演算を行うというのを少し明確に記載していただきたいんですけども、よろしいですか。
0:21:33	中国電力の河島です。
0:21:37	記載の一部追記。
0:21:40	内容について検討して、対応しようと思います。以上です。
0:21:48	規制庁の井関です。お願いします。
0:21:51	それから、
0:22:15	清町の吉崎です。飛んでですね比較の 122 ページ。
0:22:20	ちょっとこれ先ほど、この開放図の説明があったんですけど。
0:22:24	ここの階ローズD。
0:22:28	両方の、
0:22:30	何か、両方のワンSDは三つから、
0:22:34	電磁弁に行ってるんですけど。
0:22:37	これは何だ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:41	どういうロジックの時に作動するのか少しもう少し詳しく説明して頂けますか。
0:22:59	はい。10億電力の木本です。
0:23:03	図3-119の方を見ていただきまして原子炉合計のチャンネル、チャンネルBと二つございます。こちらに入っているワンII。
0:23:14	BはBツーというチャンネルがありますけれども、この二つのいずれか。
0:23:19	が、トリップ設定器からの動作信号を受けたときに、チャンネルA、
0:23:25	チャンネルBそれぞれ、チャンネルワンウェイIIのいずれかチャンネルB案Bツーのいずれかが動作した時に、動作をいたします。
0:23:33	また、原子炉系チャンネルAとチャンネルBの両方が動作をした時に、その下の三方電磁弁の方に、
0:23:43	信号が行きまして、スクラムをするという動作になります。
0:23:48	またこちらの三方電磁弁につきましては、フェイルオープン、
0:23:53	の動作となりますので、電源等が、
0:23:57	喪失した際には電磁弁の方が無励磁になりまして、スクラム動作をするというような挙動になります。以上です。
0:24:09	清町の江口です。今の説明で、わかりましたけど少しですね、常時励磁D、D。
0:24:21	ここ2書いてあるその電磁弁の入力がダラーなんか1個入れば例示して作業するような、そんな。
0:24:29	感じに思えちゃうんですけど。
0:24:31	A、ワン越のどっちかと、B案Bとのどっちか。
0:24:37	が、
0:24:38	入ったときに、
0:24:40	無励磁になる。
0:24:42	そうそうそうでしたっけ。
0:24:46	中国電力の木本です。まず左側のチャンネルAの方からご説明をいたしますが、チャンネルエーワンエイズのいずれかの動作も、
0:24:57	チャンネルAの方が動作をします。動作をするというのは無理じ方法に働くという形になりますので、左側の今Wを横にしたような形の電磁面。
0:25:09	の、電磁接触器の方が、チャンネルA側が無励磁になります。Bも同様の動きをいたします。
0:25:17	こちらの三方弁の電磁弁につきましては、ダブルソレノイド式という形になっておりまして、いずれかの、電磁接触器が例示されているときには、励磁状態を維持して、両方が無励磁になったときに、
0:25:31	この三方弁が、今左側の黒マルをつけている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:35	ところに弁の動作が動きまして廃棄をされてスクラムをするという動作になります。以上です。
0:25:46	規制庁の井関です大変よくわかったんですけど、ちょっと今の要素がこれだけだとわからないので、ちょっと今の一連の説明をとりあえず備考に書いていただいて、補足説明。
0:25:59	補足説明少し。
0:26:01	詳しくは締め。
0:26:04	補足説明でも先ほど回答でありましたよね。
0:26:11	58 ページ。
0:26:12	このところに、上事例で、そのWそれなりでしたっけ。
0:26:19	それで、博多港入っても、
0:26:25	は、パイロットリレーっていうんですっけ。真ん中の、
0:26:37	すいません、ファイルトレードどこどこに当たるんですよ。
0:26:47	中国電力の河島です。
0:26:49	名称については、スクラムパイロット電磁弁となっております、
0:26:54	こちらが
0:26:58	廃棄という矢印が、
0:27:02	記載されている。手島。
0:27:03	こちらが対象となっております。
0:27:06	以上です。
0:27:09	規制庁の井関です。さっきもちょっと言ったんですけど比較表の備考に、その回路の、
0:27:17	ロジックの説明を書いていただいて、補足の方に詳しく目に書いていただきたいのは、まずそのスクラムパイロット電磁弁がどれかというのが、
0:27:29	わからないんですが真ん中のやつ、ダブルトンネル式で、常時励磁で形鋼が入っても、
0:27:38	0時は解けなくて、
0:27:39	二つ入った時にね、無励磁になって、
0:27:43	排気側に切り替わるからエアが抜けて、スクラムな9メートルが入るとい、ちょっとその辺の、
0:27:50	説明を一連の説明を少し加え詳しく目に書いていただきたいというのがコメントですが、よろしいでしょうか。
0:28:00	はい。中国電力の木本です。コメントの趣旨理解しました。まず、図、補説の方ですけども、63 ページの図 7-5 の、
0:28:11	右側の下の方に弁の構成をちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:16	小さめですけども、記載をしております
0:28:20	一番上に書いてある三方弁がスクラムパイロット弁とアンダーバーを引いているものがありますがこれが先ほどの比較表説明書の方に記載している、三方電磁弁になっておりますチャンネルチャンネルの信号が入っていると。
0:28:35	NEという、
0:28:39	文字を点字辨野とか、
0:28:41	電磁接触のところに記載しておりますけれどもそれが常時励磁のことを示しているNEという形になっております。
0:28:50	こちらの図 7-5 の方に、動作。
0:28:54	の方を注記等で追記をするということを今考えておりますけれどもそのような理解でよろしかったでしょうか。
0:29:05	規制庁の井関です。はい。それで、ちょっとホールだと見づらいからちっちゃくて、確かにここにスクラム答弁というふうにあって、NEが少しすぐれてるんですけどHIB上がってっていうところを、
0:29:19	そこちょっと見づらいん見やすくした上で、
0:29:22	補足説明のところのおっきいなあず、7-1 でもいいんですけど。
0:29:28	そこに反映わかるようにしていただきたい。
0:29:33	と思いますよろしく申し上げます。
0:29:37	中国電力の木本です。承知いたしました。記載の方はこちらに検討いたします。
0:29:42	検討いたしまして、補足説明資料の方に反映したいと思います。以上です。
0:29:49	規制庁の輸出、実際のその上で少し確認なんですけど、今のロジックでいくと59、補足の 59 ページの、
0:29:58	この安全法系構成概略図で、ワンとBワンが敗因、これ変えるというかこれが切れるのか。
0:30:07	ビーコンだから消えるのか、切れて、
0:30:10	切れたときに、
0:30:12	スクラムパイロット弁が動作する。
0:30:14	これがA系だからということですか。A系のA案Bはどちらが作動したら、
0:30:19	このグループの信号がAと切れて無励磁になると、もう1個、Bトレインがあるからそちらの方で作動すると。
0:30:29	両方が切れて、
0:30:30	無励磁になると。
0:30:32	そういう理解でよろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:37	19 電力の木本です。ご認識の通りです。図 7 の基本 2 の方の右側に記載している方はA系のみとなっております別にはB系の回路もあるというところがございます。以上です。
0:30:52	規制庁の井関です。了解しました。
0:30:56	スクラムパイロット弁ってのが長野市でいうと真ん中の、
0:31:01	電磁弁スクラムパイロット電磁弁か。
0:31:05	ちょっとこれも明記明記というか明確にしていだきたいんですけども、よろしくお願ひします。
0:31:13	中国電力の河島です。
0:31:17	承知いたしました。以上です。
0:31:23	規制庁のヨシツグナカムラさん、何かあるでしょうか。
0:31:31	規制庁ナカムラですすいません。
0:31:36	122 ページ、123 ページのところ、
0:31:41	気になったんですけど
0:31:43	下からの(2)の外部ネットワーク等、機能的な分離のところなんですけど。
0:31:49	これちょっと、
0:31:51	教えて欲しいのは、
0:31:54	見にくいんですけど、
0:31:56	選考相当等、アノーサイトして記載表現がそういった分なんですけど。
0:32:04	1000 恒設等、島だと思ふ。主語が違つて、
0:32:09	いや、こんなちよつと記載評価損で。
0:32:12	ていうふう位置付けられたのがちよつとよくわからないので、ご説明いただけますか。
0:32:32	中国電力の河島です。
0:32:34	すいませんちよつと
0:32:36	該当箇所の確認をしたいのですが、今おっしゃられた(2)の主語が違ふんじゃないかというご指摘がございます。装置は 8 から始まる場所なんですけど。
0:32:49	ここはノートの、
0:32:52	記載の先行との相違をちよつとご説明いただきたいなと思つて。
0:33:02	中国電力の河島です。
0:33:04	柏崎 7 号との相違理由ということでよろしいでしょうか。そうですね。はい。
0:33:23	少々お待ちください。
0:34:21	お待たせいたしました。
0:34:22	中国電力の河島です。
0:34:25	こちら柏崎 7 号との、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:28	そういう波線だということなのですが、
0:34:32	柏崎さんは、
0:34:36	対象の流れを、
0:34:40	記載してるかと思うんですけど、こちらの内容はですね、補足説明資料の
0:34:47	61 ページ。
0:34:49	を確認していただきたいんですが。
0:34:51	こちらの、
0:34:53	7 ポツ 2 ポツに、
0:34:57	において、当町真似としても、
0:35:01	信号の
0:35:03	流れについて、
0:35:06	記載しているというところございまして、
0:35:12	あそこの詳細に説明するかどうかといったところで、
0:35:16	そういう表示でございまして、実質的には、
0:35:21	変わらないというところから、記載表現の相違ということで波前としております。
0:35:25	以上です。
0:35:28	規制庁仲川です。わかりました中身が変わらないのはおそらくそうだろうなと思ってたんですけど、ちょっと足場が違う。違ったものを記載表現相違っていうふうに分かれてたんでちょっと金額。
0:35:40	だっていうだけですね。今おっしゃられた古藤がその備考に書いていただけるとわかりやすいかなと思うので、要は、
0:35:50	進行流れじゃなくてやる装置のことで書いている、さっき変えているっていうのを記載いただくのは可能でしょうか。
0:36:01	中国電力の川島です。備考欄にその旨をわかるように、追記を検討したいと思います。以上です。
0:36:13	規制庁仲間です。はい。よろしく申し上げます。
0:36:17	比較表 126 ページの検証及び妥当性確認なんですけど。
0:36:25	これ確認なんですけど
0:36:29	この江藤検証妥当性確認っていうのが、
0:36:34	もう、
0:36:35	旧木野作成メーカーで実施するのか中国電力、
0:36:40	がどこまでやるのかっていうのをちょっとご説明いただけますか。
0:36:54	中国電力の河島です。
0:36:57	こちら、検証及び妥当性確認なんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:01	メーカーさんの方でやっていただいて、その結果を、中国電力も確認するという内容になっております。
0:37:08	以上です。
0:37:20	規制庁仲間です。基本計画を中国電力で作るという意味は作って、
0:37:28	民間で作ったものを9日も確認するという形で加入してるという認識でよろしいですか。
0:37:37	少々お待ちください。
0:37:43	中国電力の河島です。ご認識の通りです。
0:37:47	以上です。
0:37:52	規制庁中別承知しました。
0:37:56	CTO西出です。今のところ関係するんですけど。
0:38:00	嶋根井、中部電力からそのメーカーに発注する時にそういう、何ですか。この資料は発注仕様書作ると思うんですけど。
0:38:11	ジャックをちゃんと読み込んで、そうやって発注して、それ依頼した上で、研究それやったことが、そういう委員会でもよろしい。
0:38:27	中国電力の河島です。
0:38:29	ご認識の通りです。以上です。
0:38:34	規制庁遊佐です。わかりました。ちょっと
0:38:37	これもちょっと備考の方にその次、実際にどうやってるかっての概略記載いただきたいんですけども可能でしょうか。
0:38:56	中国で、中国電力の河島です。
0:38:59	蛸子に説明の追記。承知いたしました。以上です。
0:39:06	規制庁吉崎です。お願いします。
0:39:10	岡根小松あります。
0:39:15	そうですね。
0:39:18	前後装置でも、
0:39:20	天端へ。
0:39:22	60ページ。
0:39:27	想定脅威に対する対策についてというふうに書いてあって、
0:39:31	なんかちょっとマスキングなんですけど。
0:39:35	全体として、
0:39:39	ハードウェアの対策っていうのは何かあるん。
0:39:43	特に対策は、
0:39:45	ない。
0:39:46	いう形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:47	それちょっと教えてください。
0:39:58	中国電力の河島です。少々お待ちください。
0:41:21	中国電力の福間でございます。すみません質問の趣旨を確認させていただきたいんですけども、今のハードウェアとおっしゃったのは、どのようなことを、
0:41:32	主Aとしておっしゃっておりませんが、例えばハードウェア設備の対策としてはですね盤に鍵を設けるとかですね、そのようなことはあったりするんですけども。
0:41:43	そういうことではない。
0:41:44	ということでしょうか。
0:41:46	よろしくお願いします。以上です。
0:42:12	はい、規制庁ヨシツグです。中村さん、仲間です。はい大丈夫です。はい。すいません。丹治衛藤ジャックの検証の、
0:42:24	妥当性確認時ハードウェアってのも出てくるので、
0:42:31	表の1の想定脅威に対する対策のところ、ちょっとハードウェアってのがなかったんで、そこを確認したかったっていうんで、対策としては確かに施錠管理とかになると思うので、
0:42:42	そういうのは書かなくていいのかなっていうのはちょっと考えたところです。宇津。はい、そういう趣旨です。
0:43:03	中国電力の河島です少々お待ちください。
0:44:17	中国電力の河島です。お待たせいたしました。
0:44:20	先ほどハードウェアの管理についておっしゃっていましたが、補足の60ページ。
0:44:27	7ポツ2ポツ1。
0:44:29	こちらの方でハードウェアの直接接続できない。
0:44:34	対策を実施してるといった記載がございます。
0:44:39	が、
0:44:40	こういった内容の出資を、
0:44:43	62ページの表7-1に、
0:44:47	規制すべき。
0:44:48	という発言、※でよろしいでしょうか。
0:44:53	いや、規制庁の赤間さんの図等、書けと言うつもりはなくてここにあるんでこれには書いてないんですけどいうことという説明であれば、それで問題ありませんので、はい大丈夫です。
0:45:04	その中のちょっと一つ確認したいのか。
0:45:10	江崎の件であったのこの表の中の上から三つ目で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:15	排除っていうのが出てくるんですけど。
0:45:18	これ入れる時の対策。
0:45:22	いうのは書かなくてもいいんですかね。
0:45:36	中国電力の川島です。入れないということが、排除という意味で記載しているものでございます。以上です。
0:45:54	規制庁仲村です。必要なものを入れる時の管理方法とかそういうものっていうのは、対策。
0:46:03	そして3番目。
0:46:04	今日いない恐縮なんですけど不要なもの。
0:46:07	入れないってのはわかるんですけど。
0:46:34	中国電力の会社まで少々お待ちください。
0:46:57	中国電力の河島です。
0:47:00	当然、管理について
0:47:02	再度確認して記載の内容を検討しようと思いますので、
0:47:07	以上です。
0:47:09	規制庁長崎ありがとうございますよろしくお願いします。
0:47:12	佐野哲安全保護措置は、以上です。
0:47:17	成長のヨシザキです今のところ少し僕ご質問で、
0:47:21	61 ページ、補足の 61 ページの 7、7.2. 2 のところの文章の、
0:47:29	安全保護装置の信号ワーで、
0:47:32	SPDS主サーバーから防装置をSPDS電サの防護装置がやっている役割ってどこ書いてますか。
0:47:43	説明してください。
0:47:59	中国電力の河島です。少々お待ちください。
0:48:16	中国出るか。川嶋です。
0:48:18	こちら、
0:48:20	操船防護措置の役割については知内には、
0:48:24	記載がございません。以上です。
0:48:30	規制庁の井関です。それは、何かPP上、
0:48:34	Takehiないから。
0:48:36	書いてないっていう、そういうことですか。
0:49:13	中国電力の河島です。
0:49:16	一応今の内容についてはですね、図 7-4。
0:49:26	そうですね。ええ。
0:49:28	左側の矢印、破線の矢印に対して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:33	バツを記載してる箇所があるんですけど。
0:49:35	こちらで一応、その趣旨は、説明しているものと認識しております。
0:49:42	以上です。
0:49:46	10 億電力の木元です。補足をさせていただきますけれどもそのうち上の 7.2 ポツ 2 の文章の方ですね
0:49:57	あまり細かい内容ではありませんけれども、安全包蔵地から発信されるのみで、外部からの信号を受信しないということも、そこに、
0:50:08	当たるというふうには考えております。防護装置の中で実際細かい処理として何をしているかということまでは現状記載はしていないということになっております。以上です。
0:50:24	規制庁の吉井です。7.2. 2 で書いてあるのは、わかってて、
0:50:33	麻婆装置が、
0:50:35	どう、どういう役割をしているのかなってというのが、少し疑問に思いましたので、
0:50:43	ウワー、概略何やってるかっていうのは、
0:50:47	ここに書いてあることを、
0:50:48	がすべてなんですかね。
0:50:50	ちょっと何か、
0:50:52	あんま関係ないのかもしれないけど、
0:50:54	書ける範囲でもしその方法装置の役割を概略示すことができるような、
0:51:01	示すことを検討していただきたいと思います。
0:51:07	中国電力の河島です。
0:51:09	記載できる範囲で、内容を検討して、適切に反映しようと思います。以上です。
0:51:18	以上出席ですよろしく申し上げます。
0:51:20	それからですねこれーは少し記載だけなんですけど、
0:51:24	60、補足説明 63 ページ。
0:51:29	この赤い部分と、
0:51:31	64 ページのこの赤い枠の部分は、これは同じ場所を指しているってそう、そういう意味ですかね。
0:51:46	中国電力の河島です。
0:51:48	こちらは信号として同じものを示してるものになります。以上です。
0:51:57	規制庁の吉崎です。そう。この要するに 2、64 ページの最後のところの出力リレー。
0:52:04	が、63 ページのこのハードリレーのところに行くということは、
0:52:10	今説明を聞いたらわかったんですけど、少し

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:14	うそうそ、これがね。
0:52:16	なんすか。
0:52:18	関連してることを、わかるように、
0:52:23	追記というか、
0:52:24	していただきたい。
0:52:26	と思いますが、
0:52:28	よろしくお願いします。
0:52:32	中国電力の河島です。
0:52:34	記載の追記についての検討、承知いたしました。以上です。
0:52:47	はい。
0:52:49	規制庁の吉崎です。
0:52:50	ちょっと他のサイトでトラブルがあったことについての確認だけなんすけど、何だ。
0:52:59	要は有線と無線で飛ばしたときに、その有線が死んだときに、
0:53:04	無線に与える影響方法についてなんすけど。
0:53:08	他のサイトでやったトラブルというのは展開されると思ってるんですけども、影響がないこと、そのような、
0:53:19	優先が落ちたときに、その影響で、共倒れすることがないということは、
0:53:27	はどのうふうな設計をしてるかというのは、補足説明資料の方に少し概略を、
0:53:34	記載していただきたいんですが、よろしいでしょうか。
0:53:40	中国電力の福間でございます。今おっしゃっていただいた有線と無線のところなんすけども、
0:53:47	保護系の方にはございませんで今おっしゃっていただいたのは例えばSPDSの、
0:53:53	該当する設備のところでございますでしょうか。
0:53:56	院長よろしいですかその通りです。SPDSの減収家庭から何だ、緊待所、飛ばしてるところ有線無線があるから。
0:54:08	USENが倒れて、無線に切り替わるところの、条件だとか手順だとか、何ですか、ちゃんとその分割していることを、
0:54:19	設計上の考慮がちゃんとされているというのを、
0:54:25	もう1個その補足説明1個立ててですね。
0:54:28	整理して説明をいただきたいというのが趣旨です。
0:54:33	中国電力の福間でございます。ただいまお話ありましたSPDSの安全パラメータ表示システムですけども、こちらの方、通信連絡設備該当いたしますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:44	今現在ですね通信連絡設備の説明書の中で、今お話のあった元、ご説明させていただこうと思っておりますが、通信連絡設備の方でご説明させていただくことでよろしいでしょうか。以上です。
0:55:01	規制庁の吉崎です。よろしくお願ひします。
0:55:05	そのとき多分担当。わかりました。その時になったらちょっと読んでもらって一緒にヒアリングを受けたいと思います。
0:55:14	以上です。
0:55:17	中国電力の福間で承知いたしました。
0:55:20	以上です。
0:55:23	規制庁の吉崎です。仲村さんほか、
0:55:28	他、何でもいいんですけど。
0:55:31	前回の資料のコメント、成果でもいいんですけど、何かあるでしょうか。
0:55:37	規制庁ナカムラですすいませんちょっと前回のところで、ちょっと申しわけないんですけど。
0:55:44	ちょっとまさに書きぶりちょっと2点
0:55:49	気になったところがあったので
0:55:52	記載の適正化つけたところですね比較表もホームページ。
0:55:59	ところなんですけど、記載の適正化できる訳になって、なお以下のところ、
0:56:05	なんですけど。
0:56:07	これ
0:56:09	選考を見ると、
0:56:13	各技術基準規則 34 条と 35 条と、
0:56:18	47 条に関してはっていう記載になってるんですけど。
0:56:23	ちょっと島の場合だと、格納容器、
0:56:27	酸素濃度等確認水素濃度のケースから除きってというのがちょっと入っちゃって、その継続装置のうちってというのが、
0:56:35	どこにかかっているかわからなくてですね。
0:56:37	まず
0:56:41	思う。
0:56:42	うんの作りとしては、34 条 35 条。
0:56:47	47 条それぞれに、
0:56:49	関しては、っていうことっていう理解でよろしいですよ。
0:57:07	10 億電力の木本です。まず、この格納容器酸素濃度と水素濃度の計測範囲がかかる条文としましては、34 条のみというふうを考えておまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:20	35 条を、47 条にはかかっておりませんで、こちらのところに記載をしているところでございますけれども、ただいまのコメント、この、
0:57:32	色、キング部分が 3547 にもかかるかというご質問だったかと思いますが、
0:57:38	この点についてはかかっていないというふうに考えております。以上です。
0:57:44	規制庁の仲間です。それであれば、ちょっと今、ちょっとそれ、なんでか。なんでこう見えるなと思ったら江藤啓介のときってのが、両脇に意見があるんでちょっと浮いて見えちゃうので。
0:57:57	計測装置を用いて、格納容器酸素濃度と、格納容器水素濃度の頁岩覗きの焦点はいらぬのかなと思ってますんで。
0:58:06	そちらもわかりやすいかなと思うのでちょっと細かいところですけど募集していただきたいっていうのが、
0:58:13	1 点ですね。で、もう 1 個ちょっと気になったのが、
0:58:18	計測装置の位置って言ってその下に、角田酸素濃度水素濃度の、
0:58:24	継続範囲ってきちやってるんで。
0:58:26	計測装置のうちって言うてるのに最後、計測範囲で終わってるのはちょっと違和感があって、
0:58:32	追加。
0:58:35	適正なものというかそういう記載の修正ってのは可能でしょうか。
0:58:48	中国電力の木本です。まず 1 点目ですけれども、今の黄色ハッチングの部分の後の点につきましては削除しまして文章としましては、計測班、酸素濃度水素濃度の計測範囲を除く。
0:59:03	設計基準対象施設としてのみ使用する計画範囲の構成及び継続範囲というふうにしたいと思っております。
0:59:11	また二つ目ですけれども、この説明資料の中で 37 条に関して説明しているものが、継続範囲の構成と継続範囲になりますので、
0:59:24	34 条に関してはそこで文が一部
0:59:27	増えると。
0:59:28	37 条と 35 条と 47 条を並列に並べているという文章構成になっておりますので、
0:59:37	文章構成としては、現状で良いのではないかなというふうに考えておりますけれどもいかがでしょうか。
0:59:47	量が
0:59:50	これちょっと確認なんですけど、その 34 条中に計測装置計測範囲ってのが入ってて、
0:59:59	その会社が以下の計数正一っていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:02	34 条及び、
1:00:05	その場所のケース校長内の中に、計測範囲が 3048 点でこういう記載になってるっていう、いう理解でよろしいですか。
1:00:12	それであればわかるような気がします。
1:00:17	はい。中部電力の木本です。ご認識の通りかと思えます。補足で説明させていただきますけれども 34 条の計測装置の構成と継続範囲を、この説明書の中で、
1:00:30	説明をしておりますけれども、酸素濃度水素濃度に関しましても構成は変わりませんで計測範囲のみが変わりますので、計測範囲のみを除くというような書き方をしております。以上です。
1:00:46	規制庁ナカムラで承知しました。ありがとうございます。
1:00:50	続いて
1:00:52	企画表の 8 ページなんですけど。
1:00:57	ここもちょっと記載の適正化で、先行からちょっと変えられたところにはなるんですけど。
1:01:05	2.2. 3 で、
1:01:10	3 行目以降ですね。
1:01:12	三行以降から、
1:01:15	4 行目で、この維持または監視っていうのはその上の原子炉圧力養型の温度から、富井委員会までに掛かっ、
1:01:25	出るという認識でよろしいですか。
1:01:34	中国電力の木本です。ここの維持、または監視につきましては未臨界、
1:01:43	の部分にかかっているというふうに考えております。以上です。
1:01:58	そう。
1:01:59	規制庁の安倍さんは了解しましたすみません見たら並びが違うところに入って全部にかかっている上なんですけどそういうことではなくて、
1:02:08	多分先行分と同様だと、いう趣旨だと思うんですけど、昆木嶋高橋ってのは、臨海だけにかかって他のパラメーターとしては、その温度とか、
1:02:19	圧力及び誠意とか、そういうことがあるという理解でよろしいですかね。
1:02:25	中国電力の木本です。ご認識の通りです。補足をしますけれども、5 のみ臨界の維持または監視、
1:02:33	前の部分に関しましては温度であるとか水であるとか、その前の必要なパラメーターとしてのパラメーターがわかるような記載になっておりますけども未臨界。
1:02:45	部分に関しては未臨界そのものはかるという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:49	未臨界の維持または監視をするパラメーターという意味でもここにかかるような、このような記載をセンコーさんと同様な書き方。
1:02:57	そしてしております。
1:03:00	以上です。
1:03:06	規制庁の原さん、了解しました。ちょっとその区分けわかったのでそこだけ確認でした。ありがとうございます。
1:03:16	調書が末吉さんがいいかありますか。
1:03:20	はい。はい、規制庁の吉崎です。今のところ、手前なんかよ。
1:03:25	前説明あった。
1:03:27	と思ったんだけど、何だっけ。
1:03:28	ちょっと、もし今のその並び替えた並びにの位置を変えたとか、こういう趣旨なんで、適正化しましたで、
1:03:40	何だ、理由っていうか、
1:03:43	こういう趣旨で下へ変えたってのも、
1:03:45	この備考のところを書いてもらえるとわかりやすいなと思いますけどもいかがですか。
1:03:52	中国電力の木本です。12月23日のヒアリングの時にも、午後の修正、先行さん等変わった、並びにしていると、並びに-1にしていると。
1:04:04	いうことに関しましては備考欄の方に記載をするというところで承っておりますので変更になっているところについては備考欄にそういう理由のほうを記載したいというふうに考えております。以上です。
1:04:17	市長井関です。わかりました。よろしくお願ひ
1:04:23	ちょっと飛んで比較の。
1:04:25	133 ページ。
1:04:33	これドライウェル水位の変更を介護でもやっていたんですけど。
1:04:41	この表の4-1-8の11分の8ページの、
1:04:46	ドライビルウスインのプラス1.0ってのが、
1:04:50	ここは何だ、変更のあたりに直さなくてもよろしかったでしょうか。
1:04:59	中国電力の木本です。
1:05:01	こちらは今回変更しました+0.9メートルというところが、炉心損傷後に、水、水を張るす。
1:05:12	埋めなければいけないというか水を張って、ドライウェルからサプレッションプールに水が流れ込むベント管下端位置に相当する、プラス1.0メートルよりも下に設置

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:24	するということで今回ご説明をして 0.9 メートルにしておりますので、計測位置としましては +0.9 メートルになりますけれども、
1:05:35	ドライビル水位のプロセスとして上昇し得る範囲としましてはベント管パターンまでは上昇し得るのでプラス 1.0 メートルのままというふうにしております。以上です。
1:05:48	規制庁の吉井ですわかりました。設定は、1.0 だけども、計測食うの設定値として 0.9 で、見えづらいけど、
1:05:58	こっちの左側の方に書いてあるんですね。了解しました。
1:06:03	少々お待ちください。
1:06:13	院長、仲村ですすみませんちょっと確認してください比較表の。
1:06:19	131 ページの、ちょっと小さいんですけど、計測装置のケースファイル。
1:06:27	11-3 の、
1:06:29	代替注水の常設通なんですけど。
1:06:34	私の感じがあったらちょっと申し訳ないんですけど。
1:06:37	低圧原子炉代替注水ポンプの容量で、
1:06:40	0MPaで 250。
1:06:43	立米パーアワーじゃなかったかなあと思っての確認なんですけどこれ 280 と書いてあるのは、ちょっと説明いただけますか。
1:07:15	中国電力の木本です。
1:07:17	注水量としましては 250 立米になっておりますけれども、実はポンプの出口としましてはミニフローの方も、
1:07:27	ありますので、その流量の方、実際そちらの、
1:07:32	冷却設備の方であそこ、マスキングになっておりますのでちょっと具体的な数字とは言えませんが、を考慮した数字としてここに記載をしております。以上です。
1:07:50	規制庁ナガタ内容は理解しましたんで注水量は、実際に 150 だけど、容量としては、ミニフローラインとかもあるんで、それより、
1:08:01	上調査って、
1:08:03	要目表っていうのは何か
1:08:07	設定根拠とかには、
1:08:09	記載があるんですかね。
1:08:17	中国電力の木本です。ちょっとそちらのポンプの方の要目表等の資料を確認いたしますので
1:08:26	確認取り次第回答させていただきたいと思いますので次の質問の方に 1 度落ちただければと思います。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:35	瀬山さん了解しました。
1:08:38	規制庁井関ですけども。
1:08:40	ちょっと本体の比較表だと見づらいんで本体の方の資料で、
1:08:45	本体 120 ページ。
1:08:49	何だ。
1:08:52	検出器の保管場所を明示した図面ってあって、
1:08:56	ここで、
1:09:02	これ引用してるのか、何だ。
1:09:07	ベントフィルタの出口の水素濃度。
1:09:12	の保管場所。
1:09:14	マスキングで明示されてるんですけど。
1:09:18	実際、取付場所を明示した図ってのは、
1:09:23	ここじゃなくて別にあるってことですかね。
1:09:30	中国電力の木元です。今、記載しておりますのは保管場所になっておりまして、前回 12 月 23 日の方で取りつけ仮称の方の、
1:09:41	図示も反映するよというふうなコメントをいただいておりますので、そちらの方今図面の追加の作業をしているというところで、次回、コメント回答のエリアリング時には、ご提示できるかなというふうに考えております。以上です。
1:10:00	規制庁ヨシザキでした。了解しまして少しこれ言ったか言わなきゃわかんなかったんで、ここまで指摘をしたということで了解いたしました。それとですね補足説明の、
1:10:13	補足の 61 ページ。
1:10:16	先ほどのところと同じページなんですけど。
1:10:21	61 ページの、これも文言だけなんですけど、61 ページの一番上のところで、
1:10:27	安全包茎番わーデンチャー間チャート規定。
1:10:32	アクセスを防止している。また、情報セキュリティに関する教育をやってるのは、これ誰に対して教育を行っている。
1:10:42	でしょうか。
1:10:42	主語がわからなかったんで、説明してください。
1:10:54	中国電力の河島です。
1:10:56	対象は社員全員をして記載しております。以上です。
1:11:03	規制庁ヨシザキですその対象がわかるように
1:11:08	記載を適正化していただきたいんですが、よろしいでしょうか。
1:11:14	中国電力の河島です。記載の適正化について承知いたしました。以上です。
1:11:21	はい、議長井関です。高村さん何かありますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:27	規制庁中村です。すみません先ほど情報セキュリティの教育の件で、社員っていう話どうですか。協力会社とか、その中国電力ネットワーク株式会社とかっていうのは、
1:11:40	いろいろ中を受けるんですかね。
1:11:46	中国電力の河島です。詳細な対象範囲については、再度確認してですね、記載の適正化対応しようと思いますので、
1:11:55	よろしくお願いします。以上です。
1:12:00	規制庁ナカムラさん、了解しました。
1:12:02	失礼します。
1:12:04	谷津。私は、
1:12:07	評価、
1:12:08	それで
1:12:11	補足の 68 ページ。
1:12:15	なんですけど、で、代替パラメータによる判断への影響のところ、
1:12:21	許可と同じですってご説明があったんですけど若干ちょっと書きぶりが変わってる場所があって、
1:12:29	例えば、
1:12:30	20 分の 1 の、
1:12:32	原子炉圧力系の圧力の丸さんの説明のところ、
1:12:36	許可だと推定は条件、ある一定の条件から推定できるっていうふうに書いてあったんですけど。
1:12:44	この後はもう、
1:12:45	限定されるものの、上記 1 に推定ができるため問題としないっていうふうな記載になってまして、
1:12:52	ちょっとさっき許可と同じって言われたんですけど、ここはちょっと変わってる理由っていうのをご説明いただけますか。
1:13:18	中国電力の木本です。
1:13:22	EPの時、
1:13:23	許可の時から記載は変更していなかったかなというふうに考えておりますけれどもちょっと、審査、設置許可の資料の方もちょっと確認をした上で変更がある箇所につきましては確認の上、
1:13:36	別途次回等でご説明させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
1:13:46	規制庁中村ですすみません。よろしく。ちょっと私も今、パッと許可のときの資料が出てくるわけじゃないんで、以前見たときに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:55	違ってたなっていうふうな感じでしゃべってるだけなので、また確認して、回答をお願いします。
1:14:03	中部電力の木本です。承知いたしました。
1:14:13	規制庁の吉崎です。こちらから特に確認することはないんですが、中国電力から何か説明するもの。
1:14:24	あるでしょうか。
1:14:28	中国電力の木本です。先ほど確認をしております。低圧代替注水系の流量関係ですけれども、原子炉冷却材。
1:14:39	方の資料の方にミニフローも含めて数字マスキングですけれども、記載があるところを鍵確認できましたので、そちらの資料で確認できるというふうに考えております。
1:14:51	それ以外については、中国電力から特にございません。以上です。
1:14:58	規制庁ながらです。ありがとうございますちょっとまた、スキームでまた確認してみます。はい。
1:15:06	はい。規制庁の義崎ですそれでは追加の質問。ごめん。説明がなければ、これでヒアリングを終わりたいと思います。
1:15:15	ありがとうございました。
1:15:17	いいですか。はい。
1:15:20	最後コメント確認。そっか。はい。はい。コメントが。
1:15:24	なかったそうです。忘れてました。今日のコメント。
1:15:28	について、確認をしたいと思います。
1:15:33	お願いします。
1:15:36	長電力の木本です。ただいま画面共有しますので少々お待ちください。
1:16:10	規制庁井関ですよく見えてますので、説明お願いします。
1:16:30	はい。中国電力河口です。
1:16:32	それでは、米。
1:16:43	で今中国電力は久慈です。それではちょっとコメントについて、コメントリストについてちょっと確認させていただきます。
1:16:48	まず一つ目、比較表の、
1:16:51	5 ページになりますが、
1:16:53	一部のデジタル演算処理を行う機器について、具体的に何が当たるかというのを説明すること。
1:16:59	二つ目、比較の 222 ページと補説の 58 ページ 61 ページ。
1:17:05	と原子炉 5 件について、どのように動作するのか詳細に説明し、
1:17:09	また細目説明して説明資料においても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:13	御説明の地域、説明書の部分ですが、検討すること。
1:17:18	三つ目、比較表の 123 ページ。
1:17:22	(2)の先行電力との記載表現の相違について、説明することでピックアップ、検討する。
1:17:29	あと四つめ比較表の 124 ページ。
1:17:33	検証と妥当性確認をどのように実績かを説明すること。
1:17:37	5 番目の鉄の
1:17:40	62 ページになりますが、
1:17:42	長奈良の日において、普通のソフトいないことをどのように管理してるかを説明すること。
1:17:49	6 番目、同じく節 61 ページ、防護装置の役割について調査な説明を検討すること。
1:17:56	7 ページ、特設の 63 ページ 64 ページになりますが、図 7 のこと。
1:18:01	6 の信号の関係について説明すること。
1:18:05	あとこちら、括弧書きになりますが、
1:18:08	USENが故障したときに、無線に影響がないことを説明すると、これは別途通信連絡設備側で説明を行う旨か。
1:18:16	どうして。
1:18:17	あと 9 番目、企画の 4 ページになりますが、
1:18:20	記載の適正化箇所について、
1:18:23	今の、
1:18:25	本間の位置とかについて記載の時、
1:18:27	変動すること。
1:18:29	10 ページ、10 番目ですか比較度 8 ページ。
1:18:32	記載適正化している理由について説明すること。
1:18:37	で、PPI来ますか。
1:18:39	しまして 12 番目ですか。鉄の 61 ページ。
1:18:43	情報セキュリティに関する教育の対象について説明すること。
1:18:49	最後補説の 68 ページ。
1:18:52	ありますが、設置許可変更、申請時からの記載の変更無。
1:18:57	について確認すること。
1:19:12	以上で、コメント以上となりますが、よろしかったでしょうか。
1:19:17	中国電力の高取でございます。コメントNo.の 5 のですね、越智さん 62 の、
1:19:24	今日の一井のコメントなんですけども、これ、内容がそのマスキングの内容でございまして、今ちよっと文章で書いてしまっておりますけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:35	ちょっと、直接この記載を入れるわけにはいきませんのでちょっと。
1:19:40	表現をぼやかした内容にさしていただいてもよろしいでしょうか。
1:19:45	どうぞ。
1:19:49	規制庁の浅井すいませんちょっとマスキング部分だと思ってますので、
1:19:55	はい後、
1:19:57	そこはちょっと対応します。はい。大丈夫。
1:20:02	中国の点にも高田でございます。よろしく。よろしく申し上げます。以上です。
1:20:09	はい。規制庁吉崎です。その他、何か
1:20:15	記載の、
1:20:16	内容について、
1:20:18	確認。
1:20:19	あるでしょうか。
1:20:21	こちらはないですけども。
1:20:24	仲村さん、そちらの方で何か。
1:20:27	あるでしょうか。議長ナカムラですか。特にはい。大丈夫です。
1:20:32	はい。中部電力から確認。
1:20:37	コメントなりの確認があるでしょうか。
1:20:42	中国電力の木本です。先ほど確認させていただいたコメントリストの中でですね前回 12 月 23 日にいただいているコメントと重複するものがあったりしますのでその辺りはちょっともう一度確認をし、
1:20:56	ないとは思いますが、そのコメント内容等について他に特に中部電力からは特にございません。以上です。
1:21:06	規制庁の義崎です重複するものは前の残ってるやつで、結構ですので、こちらからは削除でも構いません。
1:21:15	はいそれでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
1:21:22	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。